

(例規16)

陸幕会第294号
昭和43年11月6日

改正	平成7年2月23日陸幕会第46号	平成13年3月27日陸幕法第38号
	平成19年3月28日陸幕法第61号	平成21年2月3日陸幕法第10号
	平成21年3月6日陸幕会第124号	平成22年3月23日陸幕会263号
	平成30年3月14日陸幕法第104号	平成31年4月19日陸幕法第133号
	令和2年1月22日陸幕会第51号	令和4年5月20日陸幕会第581号

陸上総隊司令官
各方面總監
中央会計隊長
中央輸送隊長
各機関の長
殿
(自衛隊体育、情報、需品、
輸送、化学、高等工科各学
校長を除く。)

陸上幕僚長
(公印省略)

共済組合関係控除金の取扱いについて(通達)

共済組合掛金以外の共済組合関係諸控除金の取扱いは、下記により行われたい。なお、陸幕発会第342号(35.5.4)は廃止する。

記

- 1 資金前渡官吏は、共済組合支部長が作成する源泉控除依頼書(以下「依頼書」という。)の送付期限を毎月指定し、共済組合支部長に通報するものとする。
- 2 資金前渡官吏は、前項の依頼書を受領した場合には、当該依頼書の写しを会計隊長等(陸上自衛隊給与取扱規則(陸上自衛隊達第16-3号(41.7.30)。以下「給与取扱規則」という。)第3条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)に送付するものとする。
- 3 会計隊長等は、防衛省人事・給与情報システム(以下「人給システム」という。)上で入力された組合員の共済諸控除額が、職員別給与簿(その2)(給与取扱規則第3条第1項に規定する給与簿をいう。)及び基準給与簿(給与取扱規則第7条第1項に規定する給与簿をいう。)の共済諸控除欄に反映されていることを確認するものとする。
- 4 資金前渡官吏は、人給システムから給与額合計表(様式3)を印刷し、共済組合支部長から提出された依頼書の控除合計額と照合した上で、組合員の給与から控除する。
- 5 資金前渡官吏は、控除金を払い込んだ後、防共本第471号(令和4年3月31日)「源泉控除依頼書等の作成について(通達)」別紙様式第3の源泉控除払込通知書を共済組合支部長に送付するものとする。
- 6 第2項に示す依頼書及び前項に示す源泉控除払込通知書について、人給システムを使用して控除情報及び控除結果を送受信した場合は、依頼及び通知がなされたものとして取り扱うこととする。

添付資料：防共本第471号(令和4年3月31日)

防衛省共済組合
全支部長 殿

防衛省共済組合本部長
(職印省略)

源泉控除依頼書等の作成について（通達）

標記について、下記のとおり実施することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。なお、「源泉控除依頼書等の作成について（防共本第1037号。令和元年12月13日）」は廃止する。

記

1 様式

支部長が給与支給機関に源泉控除を依頼する場合、以下の様式を使用するものとする。このうち、第3号については、給与支給機関の長が源泉控除額の払込みを行う際の通知書として支部長に送付されるものとする。

- (1) 源泉控除依頼書（別紙様式第1）
- (2) 源泉控除依頼内訳書（別紙様式第2）
- (3) 源泉控除払込通知書（別紙様式第3）

2 給与支給機関への提出部数等

支部長は、毎月、給与支給機関の長が指定する日までに、源泉控除依頼書2枚（1枚は組合控）、源泉控除依頼内訳書3枚（1枚は組合控）及び源泉控除払込通知書1枚を1組として作成し、提出するものとする。これは、退職手当から貸付金の残額や支払利息の弁済及び売掛金残額の返済を受ける場合について準用する。ただし、組合が防衛省人事・給与情報システムに対して控除情報をデータ連携し、同システムから控除結果を取り込む場合は、第1項に規定する様式により源泉控除依頼及び源泉控除払込通知がされたものとして取り扱うこととする。

3 実施日

令和4年4月分から実施する。

添付書類：別紙様式第1～別紙様式第3

配布区分：各実務主掌者

分類番号：共（経出）－1

保存期間：永久

